

# 第 1 章 はじめに

## 第1章 はじめに

### 1. 地域福祉計画の概要

地域福祉とは、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけでなく、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことであり、その「地域での支え合い」をどのように進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

#### 早島町における地域福祉とは

早島町に暮らす誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して未永く生活できるための仕組みづくりにより、自立の促進と福祉課題を解決していくことです。

- ・福祉コミュニティの形成
- ・公共福祉施策

住民自治による福祉コミュニティの形成  
(地域の主体性・共同性)

住民参加、住民の主体形成  
(住民の主体性と組織化)

行政による福祉サービスの推進  
(公的責任と基盤整備等)

福祉サービスの地域的展開  
(自立支援と福祉の組織化)

早島町における様々な生活課題の解決のために、「住民」が自らの自立のために努力することを前提とし、地域住民、自治住区・自治会・町内会、福祉関係事業者(団体)等が共に支え助け合い、これらの取組みに対して「行政」等の公的機関が必要な支援として、地域福祉を推進するための環境整備と、必要に応じた公的福祉サービスの提供を行う。

## 2. 地域福祉計画見直しに関して

近年の少子高齢化、核家族化等に伴う地域や家族の機能の変化、地域住民相互の社会的つながりの希薄化、福祉に対する町民ニーズの多様化が進み、本町においても、新たな福祉に対するニーズに対応する仕組みを構築することが求められています。

本町では、新たな時代に求められている少子高齢化、地方分権及び住民参加と連携等の課題を踏まえながら、将来に向かって安心感のある町の実現に向け、福祉施策、行政と住民との協働体制づくりの基本指針として既存の個別計画「早島町障害者保健福祉計画」、「早島町次世代育成支援対策行動計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等を具体的に推進するため「早島町地域福祉計画」を平成18年度に策定しました。

「早島町地域福祉計画」策定後4年が経過し、人口減少社会の到来・少子高齢化の進展等の社会構造の変化や、介護保険制度の見直し・医療制度改革等の社会保障制度の改革等に対応すべく、また「第4次早島町総合計画」の策定にあわせて、「早島町地域福祉計画」の見直しを実施いたします。

## 3. 計画策定の基本的な考え方、及び計画の位置付け

国の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」及び、県の「岡山県地域福祉支援計画」と整合を図るものとします。

「第4次早島町総合計画」を上位計画とし、既に策定されている「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」、「早島町障害者保健福祉計画」、「早島町第2期障害福祉計画」、「はやしま子どもすこやか計画」、「健康はつらつ早島21」等の個別福祉計画との整合性と調和を図りながら、地域福祉の推進における目標を明確にし、地域の中で住民が主体となって活動するための計画です。

## 社会福祉法 抜粋（平成12年6月施行）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第4次 早島町総合計画

連携  
整合性

### 高福祉のオアシス都市

【分野別福祉計画】

早島町 高齢者保健福祉計画・  
第4期介護保険計画

早島町 障害者保健福祉計画

早島町 子どもすこやか計画

早島町 健康はつらつ21計画

連携

連携

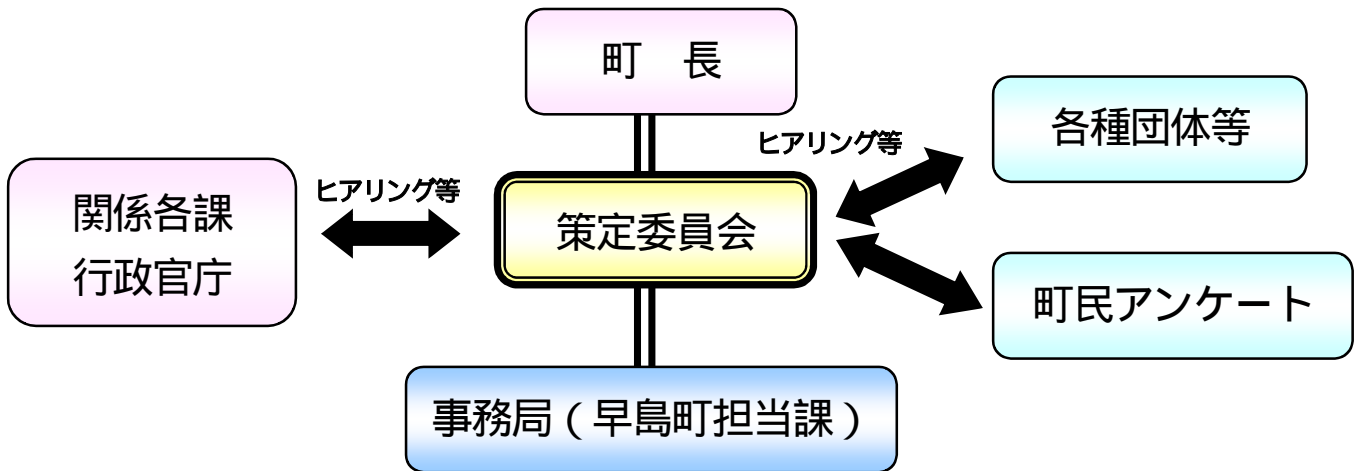
連携

連携

早島町地域福祉  
計画

#### 4. 計画の見直し体制

本計画の見直し体制は、下図の通りです。



#### 5. 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

また、計画期間中は、着実な計画の実行を行うとともに、具体的な進捗状況の評価・見直しを行います。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画策定	←→					
計画期間		←→				
計画の推進・実行・評価・見直し		必要に応じて、適宜行う				